

令和2年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程第1号 令和2年12月8日(火曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 伊藤 健蔵 議員

感謝特典事業寄附金(ふるさと寄付)の用途について

2 大西 米明 議員

第8期介護保険料について

3 大野 明 議員

土幌町における個別の浄化槽への対応について

4 森本 真隆 議員

町内の公共施設窓口等の対策について

5 牧野 圭司 議員

エキノコックス対策について

6 清水 秀雄 議員

介護保険事業計画について

日程番号3 議案第4号 土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案

日程番号4 議案第5号 土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号5 議案第6号 土幌町国民健康保険税の一部を改正する条例案

日程番号6 議案第7号 土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治

道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、清水秀雄議員及び7番、牧野圭司議員を指名いたします。</p>
2	伊藤議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、伊藤健蔵議員。</p> <p>マスクをつけたまま、全集中して小林康雄町長に質問いたします。</p> <p>感謝特典事業寄附金（ふるさと寄付）の用途について質問いたします。</p> <p>町ふるさと寄附条例は、平成20年9月16日、条例第34号に制定され、平成27年から収受が開始され、5年が経過いたしました。この間、平成27年度は8,862万6,000円、令和元年度は1億8,394万2,000円まで増加し、全国から1万3,430件のご寄附を賜り、担当部署の努力を評価したいと存じます。この寄附金の用途については、寄附者の意思を具体化するための事業等として、同条例第2条に9項目が列挙されています。令和元年度は7,210万9,000円が9項目20事業の多岐にわたって活用されています。この制度が5年の経過とともに成熟し、寄附額も増額しているため、活用についても寄附者の意思に沿った効果のある活用が望まれます。これらの事業を採択するに当たっては、どのようなプロセスと活用基準で取捨選択しているのかお伺いいたします。</p>

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

ふるさと納税制度は、ただいま伊藤議員が申されたとおり、平成20
年度の税制改正により創設され、本町では平成27年6月から寄附者へ
の返礼品を送付する感謝特典贈呈事業を実施し、平成28年度より事業
の財源として活用しております。平成20年度の税制改正に伴い、それ
までは愛のまち建設基金条例において4つの事業を寄附の用途として
指定しておりましたが、新たに土幌町ふるさと寄附条例を制定すると
ともに、9項目の事業を用途として指定し、以降この9項目に該当す
る事業への財源充当を行っているところであります。

本年度においては、当初予算で前年度寄附額の2分の1相当に当た
る7,977万1,000円を財源充当として予算計上しているところでありま
すが、具体的な事業としては、都市小学校交流活動事業556万3,000円、
G I G Aスクール構想整備事業として1,623万9,000円、こども園、へ
き地保育所、小中学校エアコン設置390万円、コミュニティバス運行
委託677万2,000円、定住雇用促進賃貸住宅助成1,000万円など22事業
に充当いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により
補正予算計上したG I G Aスクール構想整備事業の拡大などに1,83
3万7,000円を充当し、合わせて9,810万8,000円を事業予算の財源とし
て充当しているところであります。

ご質問にありました事業を採択するに当たってのプロセス及び活用
基準についてであります。予算編成のプロセスについては町づくり
懇談会などによる町民要望、町づくり総合計画などによる政策事業を
ベースとして、サマーヒアリング、事業別ヒアリングなどを経て、予
算査定において予算編成を行っているところであります。ふるさと納
税の活用事業についても、確定した事業予算への財源として充当して
おり、寄附者の意思を尊重すべく、9項目ごとの寄附金額などを踏ま
えながら財源充当を行っているものであります。今後においても寄附
者の意思を反映した活用を行い、その内容を発信しながら、ふるさと
納税制度の拡充を図ってまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
伊藤議員

再質問あれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。ただいま町長の答弁にありますように、ふ
るさと寄附の活用基準は9項目が定められ、細分化はされていますが、
共通している点はまちづくりに関する事業が目的となっていることで
あります。過去の活用実績は、寄附金の多寡にかかわらず、毎年約7,
000万円前後を9項目、約20事業に細分化、活用しておりますが、対
象事業や規模はほぼ同等で、前年踏襲型と思われれます。しかし、活用
についての理念に統一感がなく、町長の思いが伝わりにくく感じてお

ります。

例えば新しい時代を担う人づくりに関する事業では、小中高が対象となっておりますが、担い手は農商工業産業の担い手や後継者、青年団、女性組織など社会教育や産業分野の人づくりに活用されておりません。また、スポーツ、文化を育む地域づくりに関する事業では、スポーツ少年団活動助成に毎年140万円の定額活用だけで、他のスポーツ団体や、特に文化活動には全く活用されておりません。どのようなヒアリングで予算編成したのか、残念でなりません。

そこで、町長にふるさと寄附の活用新たな発想で活用の見直しをお願いしたいと思います。スポーツ、文化や担い手対策等に寄附金を活用する。町民が希望する事業を直接ヒアリングをして、希望者と検討会などを開催して、例えば毎年一定の金額枠を設定し、300万円か500万円ぐらいをあまり厳しい条件をつけないで事業活動に助成をする仕組みや制度をつくり、有効活用してはいかがでしょうか。これこそが町長が政策に掲げている町民と行政がつくる協働の町実現の具体的な事業となります。ぜひ実現していただきたく、お伺いいたします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

先ほど申し上げましたように、令和2年度もそうでありますけれども、基本的には予算編成をして、その事業を決定した後の財源にふるさと納税を充てるという基本的な取組をしているところでありますけれども、そういう面では9項目に書かれている中身に指定する事業について配分していくという考え方でありますけれども、そういうことでありますから、通常年ではそれぞれ寄附額に該当するものに対して充当しているということであります。そういうことで、新しい発想という町民のご意見もということでありますけれども、基本的には財源としているということでありますから、充当の仕方についてはそういうことになっていくのでありますけれども、ふるさと納税制度も今後拡充していくということになれば、全体的にもう少しいろんなご意見をいただきながら、有効な活用をする、あるいは活用の内容をしっかりと発信をしていくというようなことは今後私どもふるさと納税制度の運用の中では検討してまいりたいと思います。

秋間議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

検討していただけるということですから、積極的な検討をするということ期待をしていきたいと思えます。

次に、財源の問題ですけれども、愛のまち建設基金にふるさと寄附が積み立てられていますが、令和元年度で残高が総額で6億1,313万1,000円になっています。このうち、ふるさと寄附5年累計で5億6,200万円、この中から5年累計で活用したのが2億8,500万円を引きますと、累計残が2億7,700万円となっております。現在2億7,000万円を超える金額が使われないで積み立てられている状況になっています。

愛のまち建設基金条例第2条では、基金として積み立てる金額は寄附者の意思を反映させるため、当分の間目的の実行が困難であるものについて行うと規定されています。つまり中長期的に設備投資をする計画がある場合に限るといふふうに解釈もできるわけです。こういったことから、今後この残高の活用についてどのように考えているのかお聞きいたします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 愛のまち建設基金条例については、ただいまおっしゃったとおりの基金残高でありますけれども、ふるさと納税も含めてでありますけれども、町内いろんな方から寄附をいただくということを積み立てたものでありますけれども、できる限りその使用については、特にこういうことに使ってほしいという寄附者の意思に基づいて、それにふさわしい事業をやる年度にその財源として充てるといふふうに考えているところでありますけれども、ふるさと納税もそうでありますけれども、いずれにしても事業をやる上において財政運営上の財源充当として考えているので、あくまでも最初からその事業にこういうものをやるということではなくて、財源調整でしているということでもありますから、そういう形になっていることについてご理解をいただきたいと思えます。

秋間議長 再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員 財源調整で積立てしているということですから、これについてもある程度の基準なりルールを明確化して積み立てたほうがよろしいのではないかなと私は思います。

次に移りますけれども、その結果、ふるさと事業で活用した結果、愛のまち建設基金条例第5条第2項に、土幌町ふるさと寄附条例の事業の場合はその施設、設備等に寄附者及び基金の表示をする等適切な措置を講ずるものとするがあります。これは義務規定です。全国からご寄附いただいた貴重な浄財に対して、その施設や備品の場所に感謝の表示をすることによって活用する町民にも共通の認識をしていただくことは大切なことだと思います。これまでどのような施設、設備に表示したかお伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁を願います。

小林町長 例えば何かを建設するというような大きな事業、そのために役立ててくれというような場合があるのですが、その場合については表示等をしてきたわけでありまして、ですから、ふるさと納税も含めて全ての寄附を財源充当しているということから、全ての事業を表示しているわけではないのでありますけれども、ただ、今伊藤議員のおっしゃったとおり、公表だとか、そういう表示については私どもできる限り、せっかくの寄附を生かすという観点の中で今後検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

秋間議長 伊藤議員	<p>再質問あれば許します。伊藤議員。</p> <p>検討というよりも、これはやらなければならないということなのですが、特に大きい建物、設備、こういったものについては表示をする、あるいは学校教育の中で楽器を購入したということがあれば、学校の中で目につくところに表示をして、生徒たちもPTAの方たちも学校に来たときに目に触れたことによって感謝をするということが大事でないかと思います。今後していただけるということですから、ぜひ感謝の気持ちが伝わるようなデザインの表示を早急に進めていただきたいと思うわけであります。</p> <p>今後、当初の答弁書にもありますが、ふるさと寄附事業を拡大する考えがあるのであれば、PR企画から返礼品開発、町民の望む活用まで総合的な調整機能を持った一貫性のある専任部署で寄附者の期待に沿った対応をすべき時期に来ていると思います。また、令和元年度で1億3,430件の実績となっています。納税者がさらに増加した場合の納税控除書類等の事務整理など、事務量も比例して多くなってくるものが予想されます。現在は財政担当が兼務で担っているようですが、独立した部署で専任担当を配置して、業務機構上明確にして期待に沿うべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長、登壇願います。</p> <p>まず、ふるさと納税制度については、例えば最近ではクラウドファンディング型の募集であるとか、それから今期のふるさと創生の考え方の中では企業版ふるさと納税制度を拡大をしていくというふうにあるところでありますけれども、いずれにしてもこの制度を使いながら事業を拡大、拡充していくという考え方でありますけれども、これまで町のふるさと納税も財源充当するという考え方で財政に所属させながら実施をしていたのでありますけれども、広くもっと拡大するためには生産者含めた町民の皆さんのご意見等を伺うことと併せて、ふるさと納税、この事業がどの課がどのセクションでやるのがいいのかということについても今後の役場の機構の中で検討させていただきたいと思います。</p>
秋間議長 伊藤議員	<p>再質問あれば許します。伊藤議員。</p> <p>ぜひそのようにお願いしたいと思います。ふるさと寄附は、全国の方々から土幌町に対する応援と位置づけ、感謝と敬意を持って最大の効果が出るように運用するために体制を強化し、さらに発展することを期待して質問を終わりたいと思います。</p>
秋間議長	<p>以上で伊藤議員の質問を終了します。</p>
大西議員	<p>質問順位2番、大西米明議員。</p> <p>おはようございます。それでは、町長に第8期介護保険料についてお聞きいたします。</p> <p>第8期介護保険事業計画における介護保険料の基準額は月額幾ら程</p>

度に見込んでいるのか、また第7期計画で介護給付費準備基金はどの程度残っているのかお聞きします。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

令和3年度から5年度の3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画については、現在土幌町保健医療福祉総合推進協議会に諮問しながら策定を進めるとともに、保険料の試算を行っているところであります。介護保険制度については、平成12年4月に施行され、その創設から20年がたつわけでありませけれども、介護サービスの利用が広がりを見せる中、その費用も着実に増加を続け、保険料の基準額についても第1期の介護保険事業計画では全国平均が月額2,911円だったところ、現在の第7期では5,869円となり、3年で行う事業計画の見直しごとに上昇の一途をたどっているところであります。

本町における月額保険料基準額は、第1期は3,360円、第2期は3,600円、第3期は3,800円、第4期は4,000円、第5期は4,800円、第6期は5,100円、現在の第7期が6,100円となっておりますが、第7期については十勝管内では最も高い保険料となっております。第8期の介護保険事業計画における介護保険料の試算であります。事業計画期間の最終年度となる令和5年度の第1号被保険者を2,063人、認定率を19.4%と見込んでいるところであります。さらに、保険料の上昇として介護保険の認定者や利用者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれるところであります。特に近年においては、近隣自治体の有料老人ホームや介護老人保健施設等への入所者が増えており、本町の第1号被保険者1人当たりが負担する施設サービス給付費は、十勝管内の自治体と比較しても高い水準にあります。これらを勘案して推計した事業量を基に事業計画期間中に要する費用を算出、それから第1号被保険者の保険料基準額を算定しますと、月額6,400円という試算になっているところであります。

令和元年度末の介護給付費準備基金の残高は約3,035万円です。次期介護保険料の設定に当たっては事業計画期間の3年間で準備基金から1,475万円を取り崩して、保険料基準額で月額6,400円から6,200円に抑制するよう検討しているところであります。なお、現時点では厚生労働省で審議されている介護報酬の改定額が公表されていませんが、その改定の状況によっては保険料が増減する可能性があることを申し添えて、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。3番、大西議員。

私の質問したものについては、大体答弁していただいています。それで、まず準備基金から1,400万円強を取り崩して、6,400円の保険料

を6,200円、今年より100円ですか、高くなるという予想でありますけれども、まず前期の7期のときにはこれと同じような答弁で、もう一つは1号被保険者と2号被保険者の対比の問題がのっていましたがけれども、それで保険料が上がるのだという話でしたけれども、今回の保険料の全体の負担割合、いってみれば半分は国が25%、道、町が12.5、12.5、残りの50%はどういう配分になるのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 公費負担の割合でありますけれども、国が50%ということで、保険料負担の割合については、現計画期間においては第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になっているところであります。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 今の町長の答弁ですと、1号被保険者が23%、それで2号被保険者が27%。ですから、この20年間で、当初介護保険入ったときには1号被保険者が17%、2号被保険者が33%ですから、相当急激に高齢者社会になって割合が高くなった。その分だけ、1%上がるだけで介護保険料にすると約100円ぐらいつ値上がりしていったということですから、今ここを見ると令和5年の最終年度の認定率が19.4%、7期の最終年度、今年ですけれども、それは19.6%なのです。ということは、それほど高齢者率は上がってきていないと。そうすると、保険料がこれだけ上がっていく、1号被保険者の人数によって、認定率によって介護保険の給付が増えていくので、それが0.2%しか増えていかないとすれば、減っているのですから、それほど保険料が上がっていくのはどうなのかな。そして、前回も言っていましたけれども、前と違って1,000円上がった理由としては有料老人ホームや介護老人保健施設にこの頃たくさん入所している人がいると、それで介護老人保健施設に入ると介護保険かかるのは分かります。ですけれども、有料老人ホームに土幌町内の人が入ると保険料にどのくらい加算されるのか、その辺お聞きします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 介護料というのは、今言ったように介護の出現率がどのくらいあるのかということと介護利用がどのくらいかということでもありますけれども、具体的な内容については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、今期の上がる要因というのは、先ほどお答えしたように、音更なり上土幌なりに老健施設が増えて、老健へ入った人が増えたということが一番大きな要素になっているところでありますけれども、有料老人ホームについては介護施設でないですから、そこで在宅サービスを使うという量が増えているのだというふうに思うところでありますけれども、いずれにしても具体的な中身については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

秋間議長	保健福祉課長。
藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。 町長の話のあったとおり、有料老人ホームに入所していても在宅サービス、訪問ヘルパーだとかデイサービスなどが使えますので、そちらのほうは近年急激に伸びております。具体的に今数字の持ち合わせがないので、後ほど回答したいと思います。
秋間議長	以上です。
大西議員	3番、大西議員。 町長が答弁したとおり、介護老人施設に入れば、これは介護保険料に跳ね返るのは分かります。ですから、ここに書いてある有料老人ホームに入っても、そこでいろいろな介護サービスを受けているから、入ったから上がるのではないのです。土幌にいてもサービスはその人は受けるのです。何か有料老人ホームに入った人が介護保険料の上乗せの要因になっているような答弁書ですから、それは有料老人ホームに入った人に失礼になるのではないですか。その辺は課長、どう考えていますか。
秋間議長	町長、答弁願います。
小林町長	ちょっと適切でなくて、有料老人ホームに入所したから上がる要素という言い方ではなくて、ただ実態として有料老人ホームで使っている方が比較的多くの在宅サービスを使っているという実態にあるということで申し上げたのであります。ちょっと答弁の表現としては不適切であったのではないかと考えています。
秋間議長	再質問があれば許します。大西議員。
大西議員	なるべくそういう誤解のないような答弁にしてほしいと思いますし、それから介護保険料というのは1号被保険者の認定率にもよりますけれども、何人いるかというのが大事な要素になっていくと思うのですけれども、今の答弁書を見ますと、認定率で令和5年度で2,063人、認定率19.4%という答弁書ありましたけれども、国勢調査の土幌町のあれを見ますと、22年度で65歳以上の1号被保険者は1,938人になっているのです。ですから、令和5年だと多分100人以上は国勢調査とは違う数字になっていくと、100人以上高齢者が違うと保険料の認定も大分変わってくるのではないかと思うのですけれども、これはどっちが正しいのか。2015年の国勢調査の実態ですから、今とは5年違いますから多少違うかもしれぬけれども、百何十人の違いだと相当違うのですが、どっちが正しいのですか、これ。
秋間議長	保健福祉課長。
藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村のほうからお答えさせていただきます。 今年度の次期の計画に人口推計等を推計した基の資料としましては、土幌町の地方創生総合戦略の計画策定時の人口推計を反映したものでございます。

秋間議長 大西議員	<p>以上です。</p> <p>再質問あれば許します。大西議員。</p> <p>ということは、国勢調査でないやつを参考にしたと、それでも100人以上違いがあるということは相当介護保険料にも跳ね返ってくるのかなと思います。</p> <p>それで、いずれにしても基金の取崩しによって保険料を少しずつ下げていきたいということで、保険料を今年は1,400万円を取り崩していくということですが、第6期の1年ごとの執行率、大体3年でトータル100.4%ということで、きちきちにやりくりして、基金はそれほど残さないで執行したのですけれども、今回の7期の執行率、年度でどのぐらい出ています、分かりますか。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。</p> <p>まだ残り半年ありますので、推計としては3年度で給付の見込みに関する執行率は98.0%となることで試算しております。</p>
秋間議長 大西議員	<p>再質問あれば許します。大西議員。</p> <p>98%というすれすれの読みでいったのだと思います。それでも一応7期、まだ全部終わっていませんけれども、約3,000万円の基金が残っているということですから、もう700数十万円払うと前回と同じ保険料になるのです。だから、前回も十勝が一番高かったのですけれども、なるべく保険料を少しでも安くすることが町民の利益につながってくると思うので、少しでも、いってみれば次の執行率をきちっとどのぐらいで読むかというのが職員の大事な仕事だと思うのです。それがきちっと読めれば、基金をどこまで取り崩せるかという目安になると思うのだけれども、あと700何十万円下がれば前期と同じ6,100円で終わるのですけれども、できませんか、これ。これだけ残せば、執行率が98%のできるのであれば。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長、答弁願います。</p> <p>現在基金が3,000万円ですから、1,500万円くらいは基金は残るという試算になるわけでありましてけれども、それをもう100円下げてはということなのですから、そうすると試算上は1,000万円を切る、残高が切るといえるというのですけれども、私ども内部の検討の中では、何とか将来的な介護保険会計の安定のためには1,000万円程度の基金を持ちたいという、そういうことで検討しているところでありますけれども、ただこれから介護報酬の見直しがありますから、いろんな要素でどうなるかということはあるのですけれども、取りあえず今のところは6,200円で試算をしているのでありますけれども、そういう中で6,100円というのは現行どおりということでありましてけれども、現行どおりについても一応どうかということは今後の確定の中で検討させていただきたいと思っております。</p>

秋間議長
大西議員

大西議員。

国、道がどんな考えを持っているのかまだ分かりませんが、第5期には保険料の高騰を抑えるために道の財政安定化基金から548万円が還付されて、それで保険料を少しでも安くするということができていました。それで、介護士の給与の手当てでということでも国からも来たこともありますけれども、道の財政安定化基金から借りると返すときに保険料に物すごく跳ね返ってしまうので、なかなか借りるということは無理だと思うのです。ですから、毎回町長には一般財源から出せないものなのかと、ここまでいったら保険料払う人も大変でないのかという話をよくするけれども、一般財源から繰り入れているのは北海道では北斗市が年間2億円突っ込んでいますけれども、国からはペナルティーはないのですよね、一般財源から入れても。でも、いってみれば、保険料を払っている人は2号被保険者は40歳からですから、あとそれまでの人のお金が、税金が介護保険に入ることが不公平だからという理由でなかなか一般財源から投入できないというのが要素なのですけれども、今でも町長は一般会計から入れるという考えはありませんか。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

介護保険制度を運営していく上では、1つはサービスをよくするとか、保険料を安くするというのも重要な要素なのでありますけれども、もう一つは、財政というのか、制度的に安定させていくということも極めて重要だというふうにも思っているところであります。そういう面では借入れをすれば次の会計で返さなければならないということがありますし、ですから借りるということについては私ども行わないでいきたいと思えます。

それから、一般会計という話も従前から大西議員からあるのでありますけれども、町全体の財政運営上も、これは国からも指導としてはあるのですけれども、違法ということではないのでありますけれども、町全体的な財政運営上も考えると、一般会計からの繰り出しを、介護保険だけではないのですけれども、できる限り抑制をしていきたいという、そういう行政改革上の考え方を持っておりますので、一般会計の繰入れについては行わないでいきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

それで、どれだけ介護保険料を安くするかということ、前回は私提案して、9段階で介護保険料を払っていましたが、12に増やして細分割して、大した金額のあれにはなりませんけれども、前回提案して、今回そうなって12段階になってきたのですけれども、この段階を見ますと、第1段階、これが生活保護受給者の方、世帯全員が非課税の方というような形で、80万円以下の方が第1段階ということで、標

準額の6,100円の0.5%ということで、3,050円か、それで今回は国の消費税が入ったので、0.2%、国、道、町で負担するというので、1,860円ですか、という安い段階になっていますけれども、80万円以下という多分この設定は、国民年金の世帯というのは大体70万円ぐらいですから、その世帯を見て第1段階にしたのだと思うのです。ですけれども、この中に国民年金を払ってなくて年金受給者でない人も結構いるのです。生活保護世帯については生活費の給付の中に保険料が含まれてきていますから、そこから払うだけですから、生活保護世帯というのは何ぼになっても関係ないのです。

それで、今保険払っている普通徴収と特別徴収あって、普通徴収の人は年金が月1万5,000円以下、年間18万円以下の方が普通徴収で納めているという、それが当初2000年から始まった介護保険も初めのうちは未納者って普通徴収の方はあまりいなかったのです。この頃少しずつ出だしたのです。ですから、だんだん年金の1万5,000円以下の人というのは生活費も大変で、介護保険料も大変になってきているのだと思うのです。ですから、この1段階をもう少し細分割できないものなのかなと。そして、年金が1万5,000円以下のそういう人たちにも安い保険料で介護サービスが受けられるようにならないものなのかなと思うのですけれども、それは検討の余地あると思うのですけれども、町長、どう思いますか。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

今後の作業の中で検討はさせていただきたいと思いますが、ただ前回は3年前、大西議員のご提案もありまして、1段階増やした経過があって、31円安くなったという経過があるのですけれども、区分することによって安くなるのでありますけれども、ただ被保険者の人数が少なくなっているから、その効果がどのくらいあるかということもあるのと、それから今収納率の話がありましたけれども、介護保険については99%に近いという収納率ですから、そういう面では町民の皆さんにご理解いただいて納めていただいているということでもありますけれども、いずれにしてもその段階をどうするかということについては私どもよく検討させていただきたいと思います。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

いずれにしても、前回にも私も言いましたけれども、保険料が高いということはそれだけ介護保険のサービスが土幌町はいいのだよと町長言ってしまったほうがいいよというような話はしていましたけれども、保険料があまり高いと、裏返しでサービスがいいといってもやっぱり町民は負担になっていると思うのです。普通の人では基準額の人でも7万4,000円ですから、年間で、結構な金額になるのだと思います。と、いいつつも、皆さん払って、収納率も高いのですから、しょうがない。保険というのはサービスを受けている人、受けていない人が

みんなが出し合って支え合うというのが基本でありますから、高い保険料をみんなが払って、サービスを受けている方が本当にすばらしい余生を過ごせれば、介護保険で。それが最高のことなのだと思うのです。

それで、いってみれば健康年齢、それから平均寿命、その差、男性では約9年、女性では12年とされています。ですけれども、健康年齢は、その辺までは介護サービスも受けないし、医療もそれほど受けないとあって、自分で何でもできる、そういう年齢ですから、今その9年と12年の間が介護保険を使ってサービスを受けて、これからの余生を過ごしていく人たちなのだと思います。

それで、先日ある本を読んでいたたら、町長も知っていると思うけれども、樋口恵子さんという著名な評論家ですけれども、その人が本を書いて、当て字みたいに「老〜い、どん！」と、用意ドンを書き換えて本を書いているのです。その人は、これから人生100歳時代だと、それで健康年齢から平均寿命までの間、その間をどう生きていくか、どう楽しく人生を送るかという本なのです。ぜひ町長も読んでいただきたいと思いますけれども、その中で、その期間の何年かは、いってみれば健康年齢が終わったときによたよたになったと、そしてその後へろへろになって倒れると、それで亡くなるのだということで、ヨタヘロ期とその何年間を表現しているのです。

それで、皆さんが出している保険料で、100年時代ですから、まだ平均寿命には結構時間が空いていく。今は9年、12年ですけれども、まだ長くなるのだと思います。ですから、その中を介護に関わっている人たち、町にしても介護保険のサービスを受けている方にどう喜んでもらえるかということ、それに変えることしかできないのだと思うのです。皆さんが高い保険料を払っている以上は。ですから、それを念頭に置いて、ぜひ町長もその本があったら読んでいただきたいと思いますし、いろんなこと書いてありますので、ぜひ読んでいただきたいと思いますし、なるべく少しでも保険料を安くできる方策をぜひ知恵を出していただきたいと思います。

終わります。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

単年度でいけば、それは保険料を上げるかどうかということになるのでありますけれども、長いことでいけば、例えば今言われたように人生100年時代でどう豊かに生きるということにいけば、やっぱり健康づくりだとか、むしろ介護保険というよりは介護予防、介護にならないようなことをどうつくっていくかということが、そういう面では介護予防事業だとか在宅のそういうものを充実させていくということが極めて重要だと思いますので、私ども今の現状、福祉村を中心とした保健、医療、福祉を進めているのですけれども、少し実態を検証し

ながら、ある程度今後方向を検討していくということで、今副町長を中心としながら課長、係長クラスの福祉村会議なんかも開催をしていますので、そういう検討もしながら、今大西議員が言われたような長寿社会の中でどう健康なり元気を保っていくかということについても私ども今後十分よく検討させていただきたいと思えます。

秋間議長
大西議員

大西議員。

町長、これから検討されるみたいですがけれども、国保と同じように介護保険も町単独というのはこれから難しくなるのだと思えます。というのは、いってみれば国保と違って介護保険って広域みたいなものなのです。中間施設に入っている人が、いってみれば音更、帯広の人、他町村の人がうちの特養に入れば直接そっちから保険料取れますけれども、中間施設、グループホームだとかケアハウスによそから入って、全部土幌に籍持ってきますから、そして土幌に籍持ってきて特養に入ると、その人は土幌町の人ですから、土幌町のみんなで保険料を持たないとならなくなる。いってみれば広域みたいなものなのです、そういう制度は。全部出身地が他町村であれば、そこに行くのならいいけれども、最終的に土幌町にいて中間施設に入っていて特養に入ると全部土幌町にカウントされてしまいますから、昔はグループホームも籍持ってくるなど言っていたけれども、今は持ってこないと駄目ですから、そういうのを考えたら、一町村でやっていくことが無理になってくるのではないのかなと。ですから、ぜひ町村会や何かでも広域の介護保険制度をやることを考えていかないと多分もう無理だと思うのです。土幌町みたく1番になってしまって、安いところは4,000円ぐらいですがけれども、その辺はよく考えて、検討するのであればその辺を検討していただきたいと思えます。

秋間議長

要望として、町長、よろしくをお願いします。

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

秋間議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど大西議員の質問の保険料の件に関して保健福祉課長から答弁をさせます。保健福祉課長。

藤村保健
福祉課長

保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

先ほど大西議員のおっしゃる有料老人ホーム等に入所しながら訪問介護、ヘルパーサービスのほうを利用した場合、これあくまでも一例の試算でございますが、ヘルパーサービスを満度に使った場合には保険料に影響を与える金額は20円程度と考えております。

秋間議長
大西議員
秋間議長

以上です。
大西議員。
7期のあれ。
暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋間議長

暫時休憩を解きます。
それでは、このような進行というのはめったにないことをごさいますけれども、肝腎な質問でございますから、答弁をさせます。保健福祉課長。

藤村保健福祉課長

それでは、保健福祉課長、藤村のほうからお答えさせていただきます。

執行率のほうですが、平成30年度97.2%、令和元年度101.1%、令和2年度、現在の推計でございますが、95.7%、全体を通して先ほど答弁しました98%と見込んでおります。

以上です。

秋間議長

大西議員の質問についてはこれで終了いたします。

質問順位3番、大野明議員。

大野議員

おはようございます。私は、町長に土幌町における個別の浄化槽への対応について質問いたします。

自然環境の悪化への配慮をする生活が求められる中、生活排水等の適正な処理が必要とされています。土幌町の下水の処理は、市街地では下水道が整備されて行われていますが、それ以外については個別の浄化槽で行われています。そこで、この個別の浄化槽への土幌町の対応についてお伺いいたします。

秋間議長

町長、答弁を求めます。

小林町長

それでは、大野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

本町の下水処理につきましては、大野議員がただいま申されたとおり、浄化槽は下水道整備が整っていない地域において、し尿及び家庭用雑排水を衛生的に処理することにより、快適な生活環境を整備できる施設として普及が図られてきたところであります。本町では、平成5年度から快適環境づくり事業として浄化槽設置者に対して設置費助成や利子補給を行うなど、普及推進を図ってきたところであります。令和2年度3月末現在の普及率は、土幌市街、中土幌市街以外の浄化槽整備計画世帯数742世帯に対して632世帯で設置されており、普及率は77.4%となっているところであります。農村部の住宅についても徐々に水洗化が進んでいるところでありますが、今後においてもさらに普及に努めてまいりたいと存じます。

以上、大野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 本町に設置されている個別の浄化槽は、町の快適環境づくり事業の下、着実に普及が進んでいるようです。今後も家の新築などでさらに普及が進むと思われる個別の浄化槽の管理ですが、本町では各所有者が民間の管理業者に依頼して点検等を行っています。また、これとは別に、浄化槽協会による検査が行われていて、この浄化槽協会の検査の必要性に疑問を抱いている町民の方がおられます。そこで、この浄化槽協会の検査の必要性に対する町の考えをお伺いします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず浄化槽の問題、町づくり懇談会等で従前いろんな質問が出されたのでありますけれども、1つは地元の管理業者と、あるいは協会の検査があるわけでありまして、同じような検査を2度やる必要があるのかというような中身と、それから検査をしている人としていない人がいるということはどうかというようなことを質問を出されたのでありますけれども、近年制度改正も進む中で、ある程度理解も進んでいるという、そういう状況にあるところであります。浄化槽の点検には、地元業者が行う保守点検と清掃、それからもう一つ、浄化槽協会が行う法定検査の3つがあるのでありますけれども、具体的な点検の内容等については担当の町民課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 町民課長。

藤内 町民課長、藤内のほうからお答えさせていただきます。

町民課長 浄化槽の設置者には、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が定められております。保守点検については、浄化槽は微生物の動きによって汚水を処理するため、微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。特に酸素を供給するブローなどは休みなく連続運転されているため、定期的な点検が必要となります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補充、交換が必要となり、併せて各装置の点検を行うことにより浄化槽の清掃を行う時期を判断することも保守点検の大切な役割となっています。保守点検は、浄化槽法に基づいた基準に従って行わなければならない、北海道知事に登録している業者に委託することになっております。

清掃については、浄化槽に汚泥等が過度に蓄積されると浄化槽の機能に支障を来し、十分な処理がなされなかつたり悪臭が発生する原因となりますので、汚泥等を槽外へ引き抜き、附属装置や機械類の洗浄、掃除を行い、浄化槽を適切に維持管理していく上で重要な作業となっております。清掃も浄化槽法に基づいた基準に従って行わなければならない、市町村の認可を受けている業者に委託することになっており

ます。

法定検査については、浄化槽の状態が正常でなければ公共用水域の汚染を引き起こす場合がありますので、浄化槽の保守点検、清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうか確認するため、知事の指定する検査機関である浄化槽協会の検査を受けることが浄化槽法で義務づけられています。法定検査には第7条検査と第11条検査があり、第7条検査は新規に設置された浄化槽について使用開始から3か月、これは浄化槽の機能が安定するのに必要な期間を経過した後、5か月以内に検査を受けなければなりません。これは、浄化槽が適正に設置、機能を十分に発揮しているかを検査し、不適切事項があれば早期に是正することを目的にしています。第11条検査については、浄化槽を設置した2年目以降に毎年1回受けなければなりません。これは、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適切事項があれば早期に是正することを目的にしています。第7条検査、第11条検査、いずれの法定検査も浄化槽の処理水を機械分析で行うことにより、処理水の状況を詳しく分析し、検査の結果毎年30基前後で水質基準等を満たしていない不適切事項があり、改善等を行っております。このようなことから、民間の事業者が行う保守点検、清掃では処理水の検査までは行われず、浄化槽協会の法定検査を受けることにより継続して浄化槽を適正に維持することができていると考えます。

以上です。

秋間議長
大野議員

再質問あれば許します。大野議員。

管理業者が行っている点検と浄化槽協会が行っている検査は別なもので、浄化槽協会の検査により本町では毎年30基前後の浄化槽の不備が見つかり、改善され、浄化槽の管理がより適切に行われていることが分かりました。

しかし、このことが広く町民の皆さんに理解されていないと検査時のトラブルにつながる恐れがあります。個別の浄化槽を市町村で設置して、このような管理、検査等を市町村が負担して行っているところがあると聞きましたが、そうであればトラブルの心配は少なくなると思います。そこで、十勝管内の状況がどうなっているのか、また市町村で設置しているところでは個別の浄化槽に対してどのような対応が行われているのかお伺いします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

個別で設置する場合と、それから市町村が設置する場合ということでもありますけれども、十勝管内でいうと約10町村が市町村で設置をしているということでもありますけれども、市町村で設置している場合には、現在総務省と厚生労働省の補助金があるのでありますけれども、その補助を使って設置をするのでありますけれども、その場合比較的

事業量も大きくなって、例えばうちでいくと水道であるとか下水道事業と同じように町村が管理をして設置時の受益者負担であるとか浄化槽使用料を徴収していくという、そういうやり方があるのでありますけれども、本町を含めて半分くらいは個別でという、そんな状況であります。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 市町村で個別の浄化槽を設置しているところでは、設置時に受益者負担金がかかり、また設置後は使用料金を市町村に払って使用しているということで、土幌町のように各個人等で設置する費用の助成を土幌町から受けて、その後検査料等を個人で負担する場合、それと比べると各個人の支払いの金額は設置時には負担が少なくなって済みそうですけれども、使用料金の負担が積み重なって大きくなっていくということのようです。個別の浄化槽を市町村で設置するところと個人等で設置するところの割合は、十勝管内においてほぼ半数の状況のようですが、土幌町では今後どのように対応していく考えなのかお伺いします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 この事業をスタートするとき、市町村がやるという国の補助事業でやるのか、あるいは個別に補助していくのかというのを農協も含めていろいろ議論した経過があって、スタート時は最終的には今の個別方式でやっていこうということで農協が助成金をする、あるいは町は利子補給をしていくという形でやっているわけでありましてけれども、公会計でやると月8,000円くらいになるという場合もあるから、結構負担金も高いということがあるのと、それと本町でいきますと先ほど申し上げましたように、8割近く進行しているわけでありましてから、本町においては今後においても何とか個別方式で100%を目指して推進をしていきたいというふうに思っているところであります。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 土幌町では今までどおりの対応をしていくことは理解できました。しかし、維持管理、特に検査において疑問を持たれている町民の方がいますので、より深い理解が得られるようにしていただきたいです。環境維持の観点からも、個別の浄化槽の適正な維持管理はとても大切なことだと思います。誤解からトラブルになり、それが検査拒否につながり、異常の発見の遅れを招くおそれもあります。このようなことを防ぐためにも、町としてより一層の努力をしていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

秋間議長 以上で大野明議員の質問を終了いたします。

質問順位4番、森本真隆議員。

森本議員 それでは、私からは町長に庁内の公共施設窓口等の対策について質問をさせていただきます。

現在役場をはじめとする公共施設の窓口などでマスクを着用し、パーティション越しに来訪者の対応をしていますが、双方で聞こえにくさが発生していると考えます。今後一定の距離を保つなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、聞こえにくさや聞き返しを解消するための対策が早急に必要だと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、森本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思

います。
新型コロナウイルス感染症対策として、町の窓口では職員と来訪者双方を感染症から守るため、パーティションの設置やマスクの着用を行い、対応させていただいているところでもあります。このような状況で、耳の不自由なお年寄り等においては、会話を聞き取れない、理解できないなど、意思疎通に支障が出るのが懸念される場所でもあります。そこで、窓口では、ゆっくり話す、書面を活用する、筆談器を設置して筆談で補うなどを配慮しながら対応しているところでもあります。一方、マスク以外で口の動きが見てとれるマウスシールドの着用については、マスクに比べて飛沫感染防止への効果が少ないとされているところでもあります。また、保健福祉課窓口では、聴覚障がい用のマイクと補聴器型イヤホンシステムを備えていますが、感染予防やプライバシー保護の面を考慮すると活用は難しいものと考えているところでもあります。以上のことから総合的に検討すると、耳の不自由な方との会話は筆談が一番安全で低コストで、かつ確実な伝達手段と考えられているところではありますが、もう一方では相談室の利用など柔軟な対応に心がけ、常に町民の皆様に寄り添った対応に心がけるよう徹底をしてみたいと思います。

以上、森本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 再質問あれば許します。森本議員。

森本議員 ただいま回答をいただきました。その中で現状についての質問をさせていただきたいと思いますが、当然ゆっくり話す、これは大変必要なことでもあります。そのほかに、書面の利用、筆談とございますが、まず書面の利用という点について具体的にどのようなものであるのかお聞きをしたいと思います。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 コロナ感染症対策本部を所管している総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思

秋間議長 総務企画課長。

亀野総務 それでは、総務企画課長、亀野よりお答えをいたします。

企画課長 質問の意図に沿うかどうか分からないのですが、メモ用紙や簡易の筆談器などに文字を書いて伝える方法を取らせていただきたい

と考えております。

秋間議長 再質問あれば許します。森本議員。

森本議員 書面については、筆談のためのメモ等を取る書面ということで捉えさせていたきたいと思います。

その後の筆談ということで、筆談器の設置でありますけれども、私の認識では11月中旬頃に恐らく設置しているのかなというふうに考えておりますが、実際に物を見せていただきました。A4サイズの画面を持つ筆談器でありまして、書きやすさは確かにございますが、人によっては書く時間よりも、視覚であったり、大きな声で会話をするとという時間のほうが短く済むという方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。そこで、現在導入されている筆談ボード、私は1台見せていただきましたが、導入されている筆談器の台数、また利用実績、利用された方の反応などを教えていたきたいと思います。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 実際に設置している部署の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

総合福祉センターのほうに職員が共有できるものが1つ、あと高齢者のお宅に主に訪問している職員に数基ございます。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。森本議員。

森本議員 福祉センターに1台、そのほかに数基というお答えでありましたけれども、この筆談ボードにつきましては現在保健福祉課のほうで主に利用されていると思います。今後他部署への設置については検討される予定でしょうか、お伺いをいたします。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 需要動向というのですか、それもお聞きをしながら、必要であれば来客対応するところの部署には配置をするということを町として検討させていただきます。

秋間議長 再質問あれば許します。森本議員。

森本議員 ただいま筆談ボードの増設、また他部署への設置について検討ということをおっしゃいましたけれども、私からはさらに検討していただきたい点がございます。それは、コミュニケーション支援機器、ツールの利用についてであります。例えば窓口でのスピーカーマイク、それから会話を画面に表示するアプリケーション、図や写真を表示した支援ボードなど、聞こえに関するものが多くございますが、認識はされていたのか、また導入の検討は今まで行ってきたのかどうかお伺いをいたします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長	町として具体的に導入するという検討はしたことないのでありますけれども、ただ一般的に言われるのは相談に来た方のプライバシーだとか、そういうものをどうするかというものあるからということで、慎重に検討せざるを得ないというふうに思っているのでありますけれども、もう一方では、そういう機器と併せて、先ほども申し上げましたとおり、例えば町民課なり保健福祉課なのですけれども、少し込み入った話になると相談室等、個別の中で聞かせていただくというような、そういう対応もさせていただきたいと思っています。
秋間議長 森本議員	再質問があれば許します。森本議員。 ただいま私が申し上げた機器、ツール等についてもぜひ検討はいただきたいのですが、特に今回は聞こえ等についての質問をさせていただいておりますので、そこに集中したいと思いますが、町内の聴覚に障がいを持つ方からもぜひ普及をしてほしいということでお話を伺っています。それが会話を画面に表示するアプリケーション、アプリケーションの名前もおっしゃっていますので、ここで発表させていただきたいと思いますが、UDトークというアプリケーションであります。無料のアプリケーションで、このアプリケーションについては平成28年に障害者差別解消法施行の後、厚生労働省の窓口でも利用されているアプリケーションであります。私もスマートフォンにインストールをして使ってみましたことがあります、本当にゆっくり話をすればかなり精度が高く会話を文字にすることができるアプリケーションであります。ぜひこのアプリケーション、タブレットがあれば簡単に導入をし、利用する価値のあるものだと考えますけれども、どのようにお考えになりますか。
秋間議長 小林町長	町長、答弁求めます。 今アプリを使っているいろんなことをやれるという時代でありますから、私ども対策本部の中でも、例えば聴覚だけではなくて、いろんな障がいを持った方への対応が十分かどうかということは検討してまいりたいと思いますけれども、今具体的に言った森本議員のアプリのことについては総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っています。
秋間議長 亀野総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長、亀野よりお答えをさせていただきます。 UDトークにつきましては、各情報で知っただけで、詳しい内容はなかなか難しいのですけれども、近年コロナ禍の中でマスク、それとかパーテーション等々で聞こえづらいということで、いろいろと研究、調査をされて、やはり高領域の音声聞き取りづらいということが徐々に分かってきてございますので、今森本議員がおっしゃるとおり、支援アプリなども活用して、様々な機器が今続々と出てきておりますので、各関係窓口と協議をさせていただいて、それぞれのコミュニケ

ーションを補うような方向で検討してまいりたいと存じます。

以上です。

秋間議長
森本議員

再質問あれば許します。森本議員。

ただいまUDトークについては前向きに検討いただけるということで認識をしたいと思いますけれども、このUDトークを含め、今申し上げました支援ツール、機器等につきましては、町内の施設全て窓口で統一するものではないと考えています。それは、その施設を利用する世代によっても違いますし、もちろん障がいを持つ方の様々な障がいの種類もあると思います。こういう障がい者に対する機器等の調査は保健福祉課が当然調べをして、課長会議、それから対策本部の会議等で提案していくのが本当なのではないかなというふうに私は考えます。また、その中で関係する機関、社会福祉協議会等との連絡調整を取りながら進めることがきっと必要なのではないかなというふうに考えます。現在は新型コロナウイルス感染症対策として機器、ツール、アプリケーション等の使用が必要であるという主張をさせていただきましたけれども、将来的には聴覚障がいだけでなく、様々な障がいを持つ方への配慮という形で移行していける考え方だというふうに思っておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

最後に町長の答弁をいただいて、質問を終わりにしたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

町では障がい者福祉計画等を進めて、いろんな場面で障がい者を支援をしていくという取組をしているのでありますけれども、今いろいろございましたから、特にコロナ禍の中でどう障がい者を支援をしていくかというについては担当である保健福祉課のほうで少し調査をしていただいて、次回の対策本部の中でよく、どんなものがどのくらい要るのかということも含めて対策本部の中で議題として協議してまいりたいと思います。

秋間議長

以上で森本真隆議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、牧野圭司議員。

牧野議員

私は、エキノコックス対策について質問いたします。

エキノコックス症は、寄生虫であるエキノコックスの幼虫に寄生された野ネズミをキツネ等が食べて感染し、排せつ物に含まれる虫卵に汚染された野菜や山菜、沢水を直接口にしたり、虫卵が付着した種子を介して人の体内に入り、幼虫が肝臓に寄生することで重い肝臓機能障がいを引き起こす大変重篤な病気です。道内では、毎年20名前後の感染者が見つっておりますが、近年観光客による餌づけなども報道され、エキノコックス症への関心が薄れているように思います。

長い潜伏期間を経て症状が現れるため、早期に発見し、早期に治療を行うことが大切だと思いますが、一般的な肝臓検査では発見できないため、毎年行っているエキノコックス症検診が重要と認識していま

す。この検診の近年の検査体制と結果及び感染防止策と併せ、士幌町で実施されている有害鳥獣駆除の取組によりキツネの駆除頭数は毎年増加していますが、駆除対策についてもどのように行っているか伺います。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、牧野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、牧野議員のご質問にありましたエキノコックス症の検診についてであります。エキノコックス症検診については年に1回、8月上旬に実施をしているところであります。まず、町内を川西地域、それから川東地域、中士幌地域の3地域に分けて、重点地区として3年ごとに巡回し、各公民館で実施をしているところでございます。士幌地域においては毎年対象とし、総合福祉センターで実施しております。対象者は小学校3年生以上の町民で、中学生までは検査料は無料としており、高校生及び一般の町民の皆様には300円を負担していただいているところであります。検診で行う検査は血液検査で、疑陽性以上の結果が出た方は北海道が実施する二次検査に指定された医療機関で受診することになっております。

検診の周知につきましては、重点地区にははがきによる受診勧奨と小中学校のご協力により学校を通して保護者にチラシを配布し、受診の呼びかけを行っています。直近5年間の検診の受診者を申し上げますと、平成27年度が30名、28年度が75名、29年度が108名、30年度が83名、令和元年度が150名で、最近5年間で合わせて446名となっております。検診の結果につきましては、5年間で1名の感染者が発見され、治療につながっているところであります。

エキノコックス症は、エキノコックスが寄生したキツネやそのふんに直接接触したり、ふんに汚染された山菜や沢水から卵が人の口に入り、感染します。体内に入った卵が体内で幼虫になり、主に肝臓に寄生しますが、症状が出るまでには10数年かかり、その間は無症状であり、肝機能は正常域で保たれます。ドックなどによる超音波検査で発見されることはありますが、一般的には検診以外の早期発見は困難とされております。今後におきましても検診の呼びかけと併せ、町広報紙等による感染予防の啓蒙を図ってまいりたいと存じます。

次に、本町における有害鳥獣駆除の取組につきましては、農作物や家畜への被害を抑制するため、銃や箱わなによる駆除の取組を実施しており、牧野議員が申されたとおり、近年の駆除頭数は増加傾向にあります。直近5年間の捕獲状況は、平成20年度は銃が38頭、箱わなが38頭、計76頭であります。平成28年度は銃が22頭、箱わなは36頭、計58頭、平成29年度は銃が12頭、箱わなが26頭、計38頭、平成30年度は銃が31頭、箱わなが29頭、計60頭、令和元年度は銃が81頭、箱わな76

頭、計157頭で、合計で389頭で、1年平均では78頭になっております。今後においても猟友会や関係者との一層の連携・協力を図りながら、より有効な駆除を進めてまいりたいと存じます。

以上、牧野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

再質問させていただきます。

エキノコックス症検診につきましては、血液検査のみで、無料または自己負担300円と自己負担が少なく、重点地区を設け、手軽に受検できる体制が整い、年々受検者が増えているようですが、最近の陽性者は少なく、報道等での取上げもあまりにも少なく、エキノコックスに対してまだまだ関心が薄く、自分は大丈夫だろうという方も多いのではないかと感じておりますので、エキノコックス症の注意喚起について伺います。

近年北海道でも野生のキツネが農村部のみならず、餌を求めて市街地に現れ、我が町も例外ではなく、最近よく見かけます。市街地区でも多くの方が家庭菜園やガーデニングをしていますが、そこでキツネが近くに現れる場合の対処法、例えば夜間は野菜などをネットなどで囲う、食べる時はしっかり洗い、熱を通して食べるなど、身近に現れるキツネに対しての注意喚起が必要と思います。また、人間になれてきているのか、通学する児童生徒や飼い犬と散歩されている方の近くに出没する姿を見ることもあり、エキノコックスの感染が心配されますし、犬以外にも猫やタヌキにも感染するようなので、何らかの拍子で感染するリスクが増えます。また、2002年に札幌市で室内飼育犬の感染が確認されており、室内外問わず犬への注意も必要です。エキノコックスの知識と予防法などの啓蒙活動をされていますが、さらに感染リスクを軽減するにはこれまで以上の注意喚起を促していく必要があるかと思いますが、その点いかがお考えか伺います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

キツネについては、市街地域でもよく見かけるというようなことで、状況についてはただいま牧野議員がおっしゃったとおりでありますけれども、町としてはより検診をしながら予防対策を取っていくこととありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、検診なり予防についての啓蒙につきましては町の広報やいろんなチラシによる啓蒙のほか、保健福祉課が行ういろんな行事等の中でもパネルだとかパンフレットを使いながら広く呼びかけていきたいというふうに思っているところであります。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

町民に正しい知識を持った感染予防策の普及と、検診についても毎年ではなくても何年かに1度でもいいから受けてもらえたらいいかなと思いますので、このことに対しもっと関心を持ってもらい、さらな

る周知について対応願います。

また、エキノコックス感染を防ぐには、検診の受診や日頃の感染予防策のほかにキツネの駆除対策が必要です。駆除対策については、箱わなや銃器で行っているということで、キツネの個体数が減れば、農業被害と併せエキノコックスの対策になります。令和元年度駆除頭数は157頭と多くの駆除をしていただいています、それでもキツネの個体数は減っていない。逆に増えているという町民もいますので、現在の駆除対策では限界があるようなので、キツネ用駆虫剤入り餌の散布によるエキノコックス駆虫を導入してはと思います。近年道内幾つかの自治体でも駆虫剤入り餌の散布により虫卵が確認されなかった例もありますので、駆虫薬散布がエキノコックスに対し唯一の積極的な対策であると思います。この駆虫薬をキツネのすみか周辺や行動範囲に散布し、キツネが食べることでエキノコックスの感染率を下げます。また、犬や人間が食べても健康に影響はないので、安全性もあり、散布法も簡単なようなので、取り組みやすいと思います。このような駆虫剤散布をすれば人への感染リスクも下げることが期待されますし、エキノコックス感染を意識しない安心、安全な生活を住民に提供するための効果的な対策であると思いますが、駆虫剤入り餌の散布を取り組んでいく考えがあるのかお伺いします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

ただいま牧野議員が申しあげました駆虫剤の散布という方法でありますけれども、全道的に見ると十勝では鹿追だとか中札内でやっているようでありますけれども、全道で10町村ほどということであります。それで、でん粉などとキツネが食べやすい魚粉であるとか油脂を混ぜてということ、5月から10月にかけて月1回くらい散布をしていくということありますけれども、それらの状況を見ますと毎年継続をしないと効果がなくて、やめたらまた同じように戻るということがあるのと、それからキツネというのは一つの場所にといいことではなく広く行動するということであれば、一町村ということより、やっぱり広く広域的に取り組むということも必要であるのではないかといいことと、もう一つ、いろんな形で危惧されているのは、そういうような餌をやることによってキツネ以外のそれがまた増えるということにつながるかということありますけれども、今牧野議員からお話いろいろあったわけありますけれども、今後よくよその町村の実態も含めて検討させていただきたいと思っておりますけれども、今言ったような状況は少し慎重に検討せざるを得ないのかなというふうに思っているところであります。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

このエキノコックス、無症状の潜伏期間が長く、大人で10年から20年、子供では5年以上かかると言われ、発見が遅れる場合があり、外

科的切除以外対応策がないので、見過ごせないものではないかと思
います。町民にこのエキノコックス症のことを再度関心を持っていただ
き、受診率の向上に向け努力していただきたいと思ひますし、有害鳥
獣は農業関連の被害のほうが多いかと思ひますが、キツネに関しては
人間や飼い犬、猫などに被害をもたらす可能性がありますので、いろ
いろ課題も多いかと思ひますが、感染リスクを減らす取組として駆虫
剤入り餌の導入の検討をお願いし、私の質問とさせていただきます。

秋間議長 以上で牧野圭司議員の質問を終了いたします。

質問順位 6 番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、介護保険事業計画について町長に伺います。

介護保険法が2000年4月1日に施行されて20年たちました。年金暮
らしの高齢者にとって、介護保険料の負担は今でも大変重いものとな
っています。他方、政府による2021年の介護保険法改正では、自己負
担額の原則 2 割化をはじめ、高額介護サービス費の見直しが行われる
予定で、さらなる負担増から介護サービスの利用を控える動きも心配
されます。町の介護保険事業計画について伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願ひます。

小林町長 それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます
ます。

介護保険制度の創設以降、利用者負担割合は所得にかかわらず一律
1 割とされていたところではありますが、まず平成26年の介護保険法改
正において、平成27年8月から一定の所得のある方、かつ年金収入、
その他合計所得金額が280万円以上の負担割合が1割から2割に引き
上げられたところでもあります。さらに、平成29年度の介護保険法の改
正では、現役並み所得を有する方、かつ年金収入、その他合計所得金
額340万円以上の負担割合が2割から3割に引き上げられたところ
であります。

本町の状況ではありますが、本年9月末時点において介護保険の認定
者363名のうち、2割負担者は13名、3割負担者は7名となってい
るところであります。本町では、経済的理由によるサービスの利用控え
を防止すべく、住民税非課税世帯の方が訪問介護や通所介護、短期入
所生活介護等の介護保険居宅サービスを利用した場合、自己負担額の
4分の1を助成する施策を町独自で実施しているところでもあります。
また、介護保険制度において所得の段階に応じて1か月の利用者負担
額に一定の上限を設ける高額介護サービス費支給制度のほか、医療保
険と介護保険における1年間の自己負担の合算額に一定の上限を設け
る高額医療・高額介護合算療養費支給制度により、自己負担の抑制が
図られているところでもあります。

清水議員からご質問ありました高額介護サービス費の見直しにつ
いては、現在社会保障審議会介護保険部会で審議中でありま
すので、国

からの正式な通知はまだ提出されていないところであります。次期介護保険事業計画については、保健医療福祉総合推進協議会に諮問し、都度委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら計画策定を進めているところであります。本町の介護保険料の基準額は、平成12年4月の介護保険制度創設時に比較すると約1.8倍となり、保険給付費で見ると約2.1倍となっているところでありますが、第1号被保険者の保険料や介護サービス利用者が著しく負担が増加しないよう、諮問機関である保健医療福祉総合推進協議会とも十分協議をしまいたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 それでは、ここで1時30分まで休憩といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問あれば許します。6番、清水議員。

清水議員 質問に先立ちまして、議長にお許しをいただきたいと思います。ちょっと私耳が不自由なものですから、座るとスピーカーからちょっと遠くなりますから、立ったままで答弁聞きますので、お許しをいただきたいと思います。

秋間議長 はい、許します。

清水議員 それでは、町長から答弁をいただきました。介護保険認定者が363名ということでございました。その中で、在宅で介護サービスを受けている独居高齢者及び支援が必要な独居高齢者は何人ぐらいおられるのでしょうか。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 それでは、お答えをさせていただきますと思います。

町内の9月末現在の状況でありますけれども、65歳以上の独居高齢者については294人です。うち、要支援あるいは要介護認定を受けている方は55人で、認定は受けていないが、月1回程度安否確認を行っている方が3人という、そういう状況であります。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 ただいま町長から報告がありました。この中でコロナウイルス感染症拡大によって外出の機会が減ったり、またはこれ以外にも心配な高齢者で認知症が進んだり、認知症が発症したり、認知症の傾向があるなどの状態が見られる方はいないのでしょうか、いるのでしょうか。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 担当の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。</p> <p>コロナウイルスの感染の影響にある者で認知症等の傾向がある者はいるか、いないかというようなご質問の内容だったかと思いますが、町の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の職員に聞き取り調査したところ、利用控えというか、介護サービス利用を控えている方が5名いらっしゃいまして、そのうち利用控えにより認知症が進んだなというふうにケアマネジャーが担当している方が1名いるというふうに認識しております。なお、支援を要する高齢者は、各地区の民生委員や社会福祉協議会の訪問など、各関係機関と連携しながら報告の把握に今後も努めてまいります。基本的には地域包括支援センターを中心に対応することとしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>社会福祉協議会に委託してそのような事業を行っているわけですが、高齢者のお宅を訪問される事業で健康ですかとお伺いすれば、つい元気ですと、困ったことはないというふうに即答してしまうのですが、実際には不都合なことがあってもなかなか、すぐそういう答弁になってしまうということがありますから、やっぱり訪問される時はゆっくり時間をかけて訪問してお話を伺うというようなゆとりを持った対応が必要だと思うのですが、そういう形で訪問をしようとするばなかなか時間がかかって、今のヘルパーさんの人数ではなかなかそのような対応が難しいかと思うのですが、実際にはどのような対応をされているのでしょうか。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長、答弁願ひます。</p> <p>保健福祉課を中心に、社会福祉協議会に委託をして訪問しているものもありますし、私どもの保健福祉課の職員が訪問していくという、相談の内容によっては例えば15分程度のこともありますが、例えば1時間以上ということもあるのでありますけれども、できる限り、今清水議員が言われたようにきめ細かに実態を把握できるように努力をしていきたいというふうに思うところでありますし、それから日常にはいろんな情報を町民の皆さんから寄せていただくという場合がありますけれども、それについては私ども保健福祉課の包括担当を中心に町民の皆さんの情報により訪問させていただいて、いろんなものを確認させていただくということではありますけれども、特に今コロナということ出る機会が少なくなるということでもありますから、今清水議員がおっしゃったように、きめ細かい、そういう相談業務を行うように留意をしてみたいと思ひます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>ぜひ高齢者の要求に応えたそのような対応を進めていただきたいと</p>

いうふうに思います。

次にお伺いしますが、現在策定中の高齢者福祉事業計画及び第8期介護保険事業計画で介護サービス給付費を抑制させるため、在宅サービス利用の促進を図る目玉施策というのは検討していますか伺います。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 今前段の大西議員の質問にもお答えをさせていただいたのですが、基本的にはヘルパーだとかデイサービスというサービスの充実ということに基本的に取り組んでいるのでありますけれども、もう一つは、先ほど言った相談ということと併せて、特にお年寄りの皆さんが人に会うということ、いろんなところへ出かけるということがこれから極めて重要な要素でありますから、特にお年寄りの皆さんの出かけるための足の充実ということを今後よく検討していきたいというふうに思っています。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 ありがとうございます。

それでは、次にお伺いいたします。在宅サービスを支える上でヘルパーサービスが重要であります、ヘルパーさんの給料が安くて、働く人がいなくてサービスが停滞するというようなことはないのでしょうか、お伺いします。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 ヘルパーさんに限らず、介護職員が不足するというのは全国的にそうですし、私どもも特老だとか、あるいはいろんな施設を抱えているのですが、法人においてもヘルパーはもとよりでありますけれども、介護福祉士等の介護職員が不足をしているというのは全国的な状態でありますから、うちも愛風会にヘルパー事業を委託しているのですが、なかなかヘルパーの確保については苦勞しているということでもありますから、そういう意味では今後とも法人等含めて、町としても介護職員の確保のためにいろんな協議なり努力はしてまいりたいというふうに思うところであります。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 ただいま答弁いただいたところですが、特にヘルパーさんの問題で言えば、高齢化しているのですが、一方ではヘルパーさんの成り手がないということが、これは全国的な傾向なのですが、そういった次世代の人材の確保のために何をすればいいのかと、そのところが一番私どもが危惧するところなのですが、そういった点について町長としてどのような対応を今後されていくつもりでいるのか伺いたしたいと思います。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 今介護福祉士については、私ども奨学金を出して、現実的に勤めて

秋間議長 清水議員	<p>いただいているという状況にありますから、そういう意味でヘルパー等についても養成をしていくという取組を今後町内の民間関係団体の皆さんとそういうことを少し考えていきたいなというふうに思っているところでもあります。</p>
	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p>
清水議員	<p>それでは、最後に伺いたいと思います。町長が先ほど次期の高齢者福祉計画策定に関わる目玉施策で説明していただいた多様な活動への参加を促すなど環境整備を進めるということでありました。土幌市街はコミバスが運行していますが、中土幌や国道241号沿線で路線バスの利用券が給付される高齢者はいいのですが、それ以外の農村部の高齢者は、一緒に住んでいても子供や孫に遠慮して、市街まで送ってほしいということが言いづらくて、自動車の運転が不安になっていても自動車運転免許証の返還をためらったり、自動車を運転できない高齢者は1日3便のスクールバスだけでは通院や買物、習い事や町の行事及び友人宅への訪問などの外出の機会に制約がかかってしまって、不安な気持ちを増長させてしまうので、高齢者の足の確保には緊急の課題である。農村部の高齢者からも強く望む意見がありますので、より充実した対策を拡充していただきたいということを訴えまして、私の質問を終わります。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長、答弁願います。</p>
小林町長	<p>申し上げましたけれども、お年寄りの皆さんが外出するための足の確保というのはこれからますます重要になるということでありまして、本町においてはまずコミバスについては平成25年、26年で2年間の実証をやって、現在平成27年からは本格的な稼働をしているところであります。それから、中土幌地域あるいは農村部のハイヤーについては、昨年度から実証事業として大体年間6回程度の自宅から土幌市街までのハイヤー代を支給しているわけでありましてけれども、今後実態をよく見ながら、拡充するように検討してまいりたいと思います。</p>
秋間議長	<p>以上で清水議員の質問を終了いたします。</p>
3	<p>これで一般質問を終結します。</p>
高 木 副 町 長	<p>日程第3、議案第4号「土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案」を議題といたします。</p>
	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
高 木 副 町 長	<p>議案第4号 土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案について説明をいたします。</p>
	<p>提案理由は、公職選挙法の一部が改正され、町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公営について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。</p>
	<p>それでは、説明資料の6ページをお開きください。条例の概要のほうで説明をさせていただきます。まず、第1条は、条例の趣旨で、町</p>

議会議員及び町長選挙において選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に関し公費負担する旨を規定してございます。

次に、第2条から第5条にかけては、選挙運動用自動車の使用に伴う公費負担に関し規定しており、①ハイヤー方式の場合、1日6万4,500円、②個別契約や方式の場合、自動車借入費用として1日1台に限り1万5,800円、燃料1日7,560円、運転手の雇用費用1日1名1万2,500円をそれぞれ上限単価として、選挙運動期間を乗じた金額の範囲内において無料で使用できる旨を規定してございます。ただし、供託物没収点以上の得票数を得た場合に限るものとし、この後説明いたします選挙運動用ポスター並びにビラの作成においても同様であります。

第3条には、選挙運動用自動車の使用に係る相手方との間において有償契約を締結の上、その旨を選挙管理委員会に届け出ることを規定してございます。なお、ビラ及びポスターの作成に係るものについても同様であります。

第4条には、選挙運動用自動車の使用に関し、契約締結した相手方からの請求に基づき支払う金額を規定してございます。

第5条では、ハイヤー方式か個別契約方式のいずれかを1日ごと適用する旨を規定してございます。

次に、第6条から第8条にかけては、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担について規定をしております。1枚当たりの作成単価7円51銭に公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内である町議会議員選挙においては1,600枚、町長選挙においては5,000枚を乗じて得た金額の範囲内を作成業者に支払うものとしております。

第9条から第11条にかけては、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担について規定しております。1枚当たりの作成単価につきましては、525円6銭に当該選挙ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙ポスター掲示場の数で除して得た金額としております。その作成単価に掲示場の数の2倍の範囲内の枚数を乗じて得た金額の範囲内を作成業者に支払うものとしております。

それでは、議案の12ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日、本年の12月12日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行日の前日までに告示された選挙については従前の例によるものであります。

以上、議案第4号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
4	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第4、議案第5号「土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	高 木 副 町 長	議案第5号 土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、令和2年度の地方税法の改正に伴い、延滞金に関し規定するため、条例を改正するものであります。 説明資料の7ページをお開きください。令和2年度の税制改正におきまして、延滞金等の割合が実質0.5%の引下げが行われたところでございます。 条例の附則の第3項であります。国税の改正に合わせ、「特例基準割合」の文言を「延滞金特例基準割合」に改めるほか、文言の整理をするものであります。 議案の13ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。 経過措置であります。令和3年1月1日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものであります。 以上、議案第5号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
5	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第6号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	高 木 副 町 長	議案第6号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、令和2年度の地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の軽減に関し規定するため、条例を改正するものであり

ます。

説明資料の8ページをお開きください。改正の要旨で説明をさせていただきます。令和2年度の地方税法の改正による所得控除額の改正が国保税の軽減へ影響を及ぼさないよう改正するものであります。7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

議案の14ページに戻っていただきまして、附則であります、この条例は令和3年1月1日から施行し、次のページでございますけれども、令和2年度分までの国保税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6

日程第6、議案第7号「土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第7号 土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案について説明をいたします。

土幌町青少年問題協議会条例は、地方青少年問題協議会法を根拠法令として設置されたものであります。同法において市町村青少年問題協議会は平成11年度に必置義務が撤廃され、任意設置となり、また本町における青少年の健全育成に向けた取組は、いじめ、貧困、虐待など複雑化するとともに、プライバシーを含む近年の青少年問題に対し、各関係機関において専門的かつ細分化された中で対応が進み、十分な補完体制が整備されており、土幌町青少年問題協議会はその役割を終えたと判断したことから、この条例を廃止するものであります。

次に、附則であります、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

第2項は、条例の廃止に伴い、報酬に関する条例の一部改正を行うものでありまして、説明資料の16ページをお開きください。報酬に関

する条例の報酬の額を定めている別表の青少年問題協議会の欄を削る
ものであります。

以上、議案第7号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明9日午前10時から再開します。

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時40分)